



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:佐藤

外国人を雇用する際の留意点

企業のグローバル化や人手不足により外国人を雇う機会も増えています。

平成24年7月9日から新しい在留管理制度が始まっていますが、平成26年10月1日からは厚生年金等の外国籍被保険者の氏名ローマ字届出が義務化されます。これら改正ポイントを中心に外国人雇用の留意点をご紹介します。



● 雇用にあたっての注意1 ～在留資格・在留期限の確認～

外国人を雇用する場合は、

- ① 在留資格があるかどうか
- ② 仕事の内容が在留資格の範囲内の活動か
- ③ 在留期間を過ぎていないか

について「**在留カード**」で確認する必要があります。
※また、在留カードの有効期限の確認も必要です。

在留カードについて

- 平成24年7月9日以降、日本に中長期滞在する外国人の方に交付されるもので、在留カードを持っていない場合は、原則就労することができません。(特別永住者除く)
- 在留カードに「就労不可」とある「留学」などの場合は、資格外活動許可を受ければアルバイト等が可能です。許可を受けた場合は、在留カードの裏面に「許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」等記載され、その範囲内で就労することができます。

在留カード以外にも次のような就労制限有無の確認方法があります

- 旅券(パスポート)面の上陸許可証印…後日在留カードを交付する旨の記載など
- 外国人登録証明書…平成24年7月9日に廃止となっていますが、平成27年7月8日まで在留カードとみなされる場合があります。



● 雇用にあたっての注意2 ～社会保険など～

① 労働基準法や労災などの労働関係法令の適用

国籍を問わず外国人にも適用されます。

② 社会保険・雇用保険への加入

加入要件を満たしていれば、社会保険、雇用保険への加入義務があります。

平成26年10月1日より、日本国籍を有しない被保険者の社会保険の手続きが変わります。

- 厚生年金 資格取得届・氏名変更届を提出の際、「厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届」を併せて添付する必要があります。
- 国民年金 第3号被保険者(厚生年金被保険者等の被扶養配偶者)に関する資格取得届・氏名変更届を提出の際、「国民年金第3号被保険者 ローマ字氏名届」を併せて添付する必要があります。

③ 外国人雇用状況の届出

雇用保険加入の有無にかかわらず、雇い入れ時または離職時にハローワークへの届出が必要です。

詳しくは、「外国人雇用はルールを守って適正に」厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークをご確認ください。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277